



議会・選挙

議会

☎ 議会事務局 ☎ 内線601・602

議会とは、町政に関する様々な事を議論することで、町政が適正に行われているかを監視するとともに、町政の方針を決定する重要な機関です。町政に町民の声を反映させる代表者として、選挙で選ばれた15名の町議会議員で構成されています。

議員は、町の各事業を専門的に取り扱う常任委員会に必ず所属し調査研究を行うことはもとより、委員会活動以外でも自らの政務活動を通じて町政の問題点を改善していきます。

議会の場として、定例会が年4回(3月・6月・9月・12月)開催され、必要に応じて臨時会も開催されます。

また、町民に開かれた議会を目指し、ふれあい座談会・政策サポーター会議・井戸端会議等、多くの町民の人に参加していただけるよう様々な取り組みを行っています。

定例会・臨時会の本会議及び各委員会は基本的に公開されており、どなたでも傍聴することができますのでお気軽にお越しください。

なお、会議・委員会の審議内容や結果につきましては「議会だより」に掲載されますので、ぜひご覧ください。

選挙

☎ 総務課 ☎ 内線402～405

選挙権

| 選挙の種類 | 選挙権の要件 |
|------------------------|--|
| 衆議院議員選挙 参議院議員選挙 | 満18歳以上の日本国民 |
| 都道府県知事選挙 都道府県議会議員選挙 | 満18歳以上で、引き続き3か月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある日本国民 その人が同じ都道府県内の他の市区町村に住所を移し、3か月にならない場合も含まれます。 |
| 市区町村長選挙 市区町村議会議員選挙 | 満18歳以上で、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある日本国民 |

被選挙権

| 選挙の種類 | 被選挙権の要件 |
|--------------------------|---------------------------|
| 参議院議員選挙 都道府県知事選挙 | 満30歳以上の日本国民 |
| 衆議院議員選挙 市区町村長選挙 | 満25歳以上の日本国民 |
| 都道府県議会議員選挙 市区町村議会議員選挙 | 満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権のある人 |

選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙の公正を図るために作成される名簿で、選挙権のある人をあらかじめ登録しておき、投票のときに照合するものです。18歳になった人は、住民基本台帳の記録に基づいて、自動的に選挙人名簿に登録されますが、住所を移したときに「住民異動届」をしないと新住所地の名簿に登録されません。

在外選挙人名簿

在外選挙人名簿とは、国外に居住する選挙人の範囲をあらかじめ確定しておくために作成される名簿で、名簿登録者は日本の国政選挙において投票ができます。選挙人名簿の登録は、国内では住民基本台帳制度が完備されていることから職権主義によることとされていますが、国外においては在外邦人の動向を正確に把握する方法がないため、申請主義によることとされています。

投票の方法について

選挙は、選挙期日(投票日)の投票時間内(7:00～20:00)に投票所において自らが投票用紙に記載して投票するのが原則ですが次のような方法でも投票することができます。

●点字投票

視覚に障がいがある人には、点字による投票が認められています。この場合、点字によって投票したいことを投票所の投票管理者に伝え、点字投票用紙を交付しますので、その投票用紙に備え付けの点字器で候補者の氏名や政党名を記載して投票することができます。

●代理投票

病気やけがのため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない場合は、投票所の係員が、その選挙人に代わって候補者の氏名を代筆する代理投票ができます。ただし、本人が投票所に直接出向いて投票することが原則で、代理人が行使用するものではありませんので、ご注意ください。

●期日前投票

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭などの理由により投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、期日前投票ができます。期日前投票期間および時間は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの毎日(土・日・祝日も投票できます。)で8:30から20:00までです。

●不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所して、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞在所、入院または入所している場所において不在者投票ができます。

●郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、および介護保険証をお持ちで下の表に該当する人は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。投票するには、郵便投票証明書を所有し、選挙ごとに投票用紙を請求する必要があります。

また、郵便投票に該当する人のうち、上肢、視覚の障がいがある人で、身体障害者手帳の1級または戦傷病者手帳の特別項症～第2項症に該当する人は、代理記載制度が利用できます。

| 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 | 介護保険証 |
|-------------------------------------|--|----------------|
| 両下肢・体幹・移動機能の障害 (1級、2級) | 両下肢・体幹の障害 (特別項症～第2項症) | 要介護者 (要介護5) |
| 心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸の障害 (1級、3級) | 心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓の障害 (特別項症～第3項症) | |
| 免疫・肝臓の障害 (1級～3級) | | |

